

④ 次の児童福祉施設から通所している子どもがいますか。

【いくつでも〇】

1. 乳児院	→	施設数	<input type="text"/> カ所	子どもの数	<input type="text"/> 人
2. 児童養護施設	→	施設数	<input type="text"/> カ所	子どもの数	<input type="text"/> 人
3. 母子生活支援施設	→	施設数	<input type="text"/> カ所	子どもの数	<input type="text"/> 人
4. 存在しない					
5. わからない					

※子どもの数…当該施設から通っている子ども

● 該当事例について

○ 貴保育所において、この4年半(平成14年年4月～平成18年8月末)で虐待事例もしくは虐待が疑われる事例に遭遇したことがありますか

1. ある 件数 件 人数 人

→ そのうちこの1年間(平成17年8月～平成18年8月末)に遭遇した事例

件数 件 人数 人

2. ない

※調査対象期間(平成14年4月～平成18年8月末)内で遭遇した事例についてお答えください。現在では退所(園)している子どもであっても、調査対象期間内に遭遇した事例については対象となります。

※件数は遭遇した事例の総数、人数は当該虐待を受けた子どもの総数です。例えば、遭遇事例1件について、3人のきょうだい全員が虐待を受けていれば1件3人、特定の子ども1人が虐待を受けている場合は、1件1人とカウントしてください。

※「虐待が疑われる事例」とは、他の子どもや保護者からの情報をはじめ、生傷が絶えない、急に元気がなくなった、火傷の痕が見られる、衣服や体が極端に不潔である、家で食事をさせてもらっていないようだなど、「虐待」との確証はないが、虐待を受けているおそれがあると思われる事例をさします。

※遭遇事例がない場合は、「調査票Ⅱ 事例調査」にお答えいただく必要はございません。この場合でも、「調査票Ⅲ 意識調査」にはお答えください。

※回答の手引きに基づき、事例番号を必ずご記入ください
事 例 調 査

アンケート調査へのお願い

学校や幼稚園、児童福祉施設による児童虐待へのより積極的な取り組みが求められています。この調査は、全国の小学校、中学校、幼稚園、保育所、放課後児童クラブを実施している児童館のご協力をいただき、子どもの虐待に対して、それぞれの施設がどのような対応を行い、どのような課題を抱えているのかを明らかにすることによって、各施設の実情に即した虐待対応に関するガイドラインを策定することを目的としています。

調査票は次の3つで構成されています。

- ① 調査票Ⅰ：施設の属性と虐待事例への遭遇の有無
- ② 調査票Ⅱ：事例調査
- ③ 調査票Ⅲ：意識調査

本調査票は②の事例調査です。調査期間(平成14年4月～平成18年8月末)において遭遇した事例がある場合に、そのすべての事例についてどう対応されたかをお伺いするものです。ご多用のところ誠に御手数をおかけしますが、本調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力賜りますようお願い申し上げます。

お答えいただいた調査票は、統計的に処理することとし、公表に際しましては、保育所名や個人名が特定されることは一切ございません。研究結果は「厚生労働科学研究報告書」として取りまとめるとともに、日本子ども家庭総合研究所および国立保健医療科学院のホームページにおいて公表しますので、ご覧いただきたいと存じます。

日本子ども家庭総合研究所 <http://www.aiiku.or.jp/index.php>
 国立保健医療科学院 <http://www.niph.go.jp/>

なお、ご記入に当って、ご不明な点などがありましたら、お手数ですが、下記までお問い合わせください。
 日本子ども家庭総合研究所 才村・澁谷・有村・妹尾

事例調査のご記入に当って

※ 別紙「回答の手引き」をご参照ください。

- ・ 「調査票Ⅰ」において、「遭遇事例あり」とお答えいただいた場合は、本調査票の設問にお答えください。
- ・ お答えいただく子どもが複数いる場合は、誠に恐れ入りますが、調査票を人数分コピーしていただき、ご記入ください。
- ・ 複数のきょうだい虐待を受けている場合は、それぞれの子どものことについてお答えください。ただし、この場合、事例番号は同一となります(回答の手引きをご参照ください)。
- ・ 本調査は保育所に入所中または入所していた子どもを対象としています。入所しておらず、一時保育や地域子育て支援センター事業などにおいて遭遇した地域の子どもたちは対象となりません。

問1. 事例との遭遇時期、および子どもの年齢と性別など

①事例との遭遇時期、および当時の子どもの年齢

平成 年 月 頃 当時 歳

②現在の状況

1. 入所中 → 歳
2. すでに卒園
3. 途中転出

③性別

1. 男
2. 女

④他の児童福祉施設における在籍状況

1. 在籍している
 ↳ それは次のうちのどこですか
 a. 乳児院 b. 児童養護施設 c. 母子生活支援施設 d. その他 e. わからない
2. 在籍していない
3. わからない

問2. それはどのような種別の虐待ですか。

※虐待の定義については、回答の手引きをご参照ください。

①. 主な虐待の種別

[1つだけ〇]

1. 身体的虐待 2. ネグレクト(養育の拒否・怠慢)
3. 性的虐待 4. 心理的虐待 5. わからない

②. その他の虐待種別

[いくつでも〇]

1. 身体的虐待 2. ネグレクト(養育の拒否・怠慢) 3. 性的虐待
4. 心理的虐待 5. 特になし 6. わからない

問3. 最初に誰が虐待を把握されましたか。 [1つだけ〇]

1. 担当保育士
2. 担当以外の保育士
3. 所長
4. 副所長
5. 主任保育士
6. 嘱託医
7. 看護師
8. 保健師
9. 調理員
10. 児童相談所・子どもが入所している児童福祉施設からの情報提供
11. その他(具体的に:)
12. わからない

問4. どのような経緯で把握されましたか。 [いくつでも〇]

1. 子どもの身体的様子から
2. 子どもの言動から
3. 子ども本人の話から
4. 子どもの登園状況から
5. 保護者の様子から
6. きょうだいの話から
7. 他の保護者の話から
8. 他の子どもの話から
9. 他の職員の話から
10. 児童相談所・子どもが入所している施設からの情報提供
11. その他(具体的に:)
12. わからない

問5. 最初に把握した人は、一番最初に誰に相談しましたか。 [いくつでも〇]

1. 所長
2. 副所長
3. 主任保育士
4. 担当保育士
5. 担当以外の保育士
6. 嘱託医
7. 看護師
8. 保健師
9. その他(具体的に:)
10. 誰にも相談しなかった

問6. 保育所内では誰が最終的に情報を集約し、進行管理を行いましたか。 [1つだけ〇]

1. 所長
2. 副所長
3. 主任保育士
4. 担当保育士
5. 担当以外の保育士
6. 嘱託医
7. 看護師
8. 保健師
9. その他(具体的に:)
10. 情報を集約し、進行管理を行った人は特にいなかった
11. わからない

問7. 把握された後、対応策について所内のどのような場で検討または決定を行いましたか。 [1つだけ〇]

1. 職員会議において対応策を検討または決定した
2. 上司に個別に相談して対応策を検討または決定した
3. 上司以外の職員に個別に相談して対応策を検討または決定した
4. 同僚に私的に相談して対応策を検討または決定した
5. その他(具体的に:)
6. 特に検討または決定を行わなかった

問8. 問7の検討または決定の内容は何ですか。 [いくつでも〇]

1. 担当保育士が経過を見ることとした
2. 担当保育士が保護者への指導など中心的な対応を行うこととした
3. 担当保育士が子どもへの指導など中心的な対応を行うこととした
4. 主任保育士が経過を見ることとした
5. 主任保育士が保護者への指導など中心的な対応を行うこととした
6. 主任保育士が子どもへの指導など中心的な対応を行うこととした
7. 担当・主任保育士以外の職員(具体的に:)が経過を見ることとした
8. 担当・主任保育士以外の職員(具体的に:)が保護者への指導など中心的な対応を行うこととした
9. 担当・主任保育士以外の職員(具体的に:)が子どもへの指導など中心的な対応を行うこととした
10. 職員同士で役割分担するなど保育所を挙げて経過を見ることとした
11. 職員同士で役割分担するなど保育所を挙げて保護者や児童への指導など積極的な対応を行うこととした
12. 区市町村主管課に相談することにした
13. 理事会に相談することとした
14. 児童相談所に通告・連絡・相談することにした
15. 福祉事務所に相談することにした
16. 保健所、保健センターに相談することにした
17. 警察に相談することにした
18. その他の機関に相談することにした(機関名を具体的に:)
19. ネットワーク会議(回答の手引き参照)を通じて関係機関と対応を協議することにした
20. 対応についての方向性は出なかったまたは現在出していない

問9-1-⑨-2. 通告・連絡・相談先とのその後の連携はうまくいきましたか。

[1つだけ〇]

1. うまくいった → 問10へお進みください
2. うまくいかなかった

問9-1-⑨-3. どうして連携がうまくいかなかったとお考えですか。[いくつでも〇]

1. 保育所が忙しかったから
2. 通告・連絡・相談先が忙しかったから
3. 通告・連絡・相談先との連携が期待どおりにならなかったから
4. 対応していた職員の異動があったから
5. 通告・連絡・相談先の職員の異動があったから
6. 通告・連絡・相談先が情報のフィードバックをしなかったから
7. その他(具体的に:)

問9-2は、問9で「2. 通告・連絡・相談をしなかった」に〇を付けた方のみお答えください。

問9-2. 通告・連絡・相談しなかった理由は何ですか。

[3つまで順に記入]

最も重要と思われるものから順に番号を3つご記入ください。

1番	2番	3番

1. 保育所内の対応で可能と判断されたため
2. 虐待であるとの判断に自信が持てなかったから
3. 虐待の程度が軽いと考えられたため
4. 家庭のプライバシーを侵害すると考えたため
5. 自分たちには守秘義務があるから
6. 保護者との関係が険悪になるおそれがあったから
7. 子どもがいやがるのではないかと思ったから
8. 子どもにさらなる被害が出るのではないか思ったから
9. 上司や同僚が通告することに消極的であったから
10. 通告等の手続きが煩わしいと思ったから
11. 通告等の手続きがわからなかったから
12. 通告・連絡・相談してもうまく対応してくれるとは思えなかったため
13. その他(具体的に:)

問10. 次の機関と連携しましたか。

[1つだけ〇]

1. 連携した
2. 連携しなかった → 質問は終了です。ありがとうございました。

問10-1. どの機関と連携しましたか。

[いくつでも〇]

1. 児童相談所
2. 都道府県の福祉事務所
3. 区市町村の福祉関係課
4. 区市町村の保健関係課
5. 保健所
6. 区市町村保健センター
7. 医療機関
8. 警察
9. 家庭裁判所
10. 民間虐待防止団体
11. 児童委員
12. 人権擁護委員
13. 都道府県教育委員会
14. 区市町村教育委員会
15. 教育相談機関
16. 学童保育施設
17. 児童虐待防止ネットワーク(回答の手引き参照)
18. 子どもが入所している児童福祉施設
19. その他(具体的に:)

問10-2. どのような連携を図りましたか。

[いくつでも〇]

1. 電話による通告・連絡・相談
2. 関係機関との一度の協議・相談
3. 関係機関との継続的な協議・相談
4. 一緒に保護者に面接した
5. 一緒に子どもに面接した
6. 役割分担しながら一体的に対応した
7. その他(具体的に:)

意識調査

アンケート調査へのお願い

学校や幼稚園、児童福祉施設による児童虐待へのより積極的な取り組みが求められています。この調査は、全国の小学校、中学校、幼稚園、保育所、放課後児童クラブを実施している児童館のご協力をいただき、子どもの虐待に対して、それぞれの施設がどのような対応を行い、どのような課題を抱えているのかを明らかにすることによって、各施設の実情に即した虐待対応に関するガイドラインを策定することを目的としています。

調査票は次の3つで構成されています。

- ① 調査票Ⅰ：施設の属性と虐待事例への遭遇の有無
- ② 調査票Ⅱ：事例調査
- ③ 調査票Ⅲ：意識調査

本調査票は③の意識調査です。各職種それぞれお1人ずつの先生方に、虐待への認識や対応のあり方などについてお伺いするものです。ご多用のところ誠にお手数をおかけしますが、本調査の趣旨をご理解いただき、調査にご協力賜りますようお願い申し上げます。

お答えいただいた調査票は、統計的に処理することとし、公表に際しましては、保育所名や個人名が特定されることは一切ございません。研究結果は「厚生労働科学研究報告書」として取りまとめるとともに、日本子ども家庭総合研究所および国立保健医療科学院のホームページにおいて公表しますので、ご覧いただきたいと思います。

日本子ども家庭総合研究所 <http://www.aiiku.or.jp/index.php>
 国立保健医療科学院 <http://www.niph.go.jp/>

なお、ご記入に当って、ご不明な点などがありましたら、お手数ですが、下記までお問い合わせください。

日本子ども家庭総合研究所 才村・澁谷・有村・妹尾
 TEL03-3473-8347、FAX 03-3473-8408、Eメール seno@aiiku.or.jp

意識調査のご記入に当って

※別紙「回答の手引き」をご参照ください。

- ・ 所長、副所長、主任保育士、保育士（常勤・非常勤）、嘱託医、看護師、保健師など、各職種それぞれお1人りずつの先生方にご記入をお願いいたします。ただし、常勤保育士に関しては、担任をお持ちの方で0歳児クラスから5歳児クラスまで年齢別に計6名の方をお願いいたします。（年齢をまたがってクラス分けがなされている場合は、常勤保育士全体で6名の方をお願いいたします。担任をお持ちの常勤保育士の方が6名に満たない場合はこの限りではありません。）
- ・ 調査票が足りない場合は、誠に恐れ入りますが調査票をコピーの上、ご記入をお願いいたします。

●あなたご自身について

F 1. 性別

1. 男性 2. 女性

F 2. 年齢

 歳

F 3. あなたの主たる属性

- | | | | |
|------------|--------------------------------------|------------|-------------|
| 1. 所長（園長） | 2. 副所長（副園長） | 3. 常勤主任保育士 | 4. 非常勤主任保育士 |
| 5. 常勤保育士 | 6. 非常勤保育士 | 7. 嘱託医 | 8. 常勤看護師 |
| 9. 非常勤看護師 | 10. 常勤保健師 | 11. 非常勤保健師 | 12. 常勤調理員 |
| 13. 非常勤調理員 | 14. その他（具体的に： ） | | |

F 4. 保育所職員としての経験年数

 年目

F 5. 現在の保育所での現職経験年数

 年目

F 6. あなたが受け持っている園児

1. 0歳児 2. 1歳児 3. 2歳児 4. 3歳児 5. 4歳児 6. 5歳児
 7. 児童を受け持っていない

問4. 今後、虐待が疑われたり虐待を発見した場合、あなたは通告しますか。
(回答の手引き参照) [1つだけ〇]

1. 必ず通告する
2. 場合によっては通告する
3. 通告しない
4. わからない

→ 問4-1. どのような場合に通告されますか。 [いくつでも〇]

1. 重篤な虐待が認められる場合
2. 虐待の確証がある場合
3. 所属長の了解がある場合
4. 保育所全体の了解がある場合
5. 区市町村主管課の了解がある場合
6. 保護者の了解が得られる場合
7. 子どもの了解が得られる場合
8. その他(具体的に:)

→ 問4-2. 通告しない理由について最も重要と思われるものから順に
番号を3つご記入ください。 [3つまで順に記入]

1番	2番	3番

1. 虐待問題は保育所が対応すべき事柄であるから
2. 虐待であるとの判断に自信が持てないから
3. 家庭のプライバシーを侵害すると考えるため
4. 自分たちには子どもや家庭の秘密を守る義務があるから
5. 通告することにより、保護者との関係が険悪になるおそれがあるから
6. 通告することにより、虐待を受けた子どもがいやがるおそれがあるから
7. 通告することにより、子どもにさらなる被害が出るおそれがあるから
8. 上司や同僚が通告に反対しそうだから
9. 通告手続きが煩わしいから
10. 通告手続きがわからないから
11. 通告先が適切に対応してくれるとは思えないから
12. 誰が通告したかわかってしまうおそれがあるから
13. その他(具体的に:)

問5. 虐待が疑われたり、虐待を発見した場合、保育所内の誰に相談しようと思いますか。
[いくつでも〇]

1. 所長
2. 副所長
3. 主任保育士
4. 担当保育士
5. 担当以外の保育士
6. 嘱託医
7. 看護師
8. 保健師
9. 相談しない
10. その他(具体的に:)

↓ 問5-1. なぜ相談されないのですか。 [いくつでも〇]

1. 相談しても効果的なアドバイスや対応策が期待できないと思うから
2. 自分自身、忙しすぎて相談する時間がないから
3. 他の職員が忙しすぎて相談しづらいから
4. 自分で対応するのが担当職員の責任と思うから
5. その他(具体的に:)

問6. あなたは、今まで虐待問題について学んだことがありますか。 [いくつでも〇]

1. 都道府県主管課が開催する研修会や講演会で学んだ
2. 区市町村主管課が開催する研修会や講演会で学んだ
3. 主管課以外の都道府県(児童相談所を含む)が開催する研修会や講演会で学んだ
4. 主管課以外以外の区市町村が開催する研修会や講演会で学んだ
5. その他の機関や団体が開催する研修会や講演会で学んだ
6. 保育士の養成段階で学んだ
7. 自分たちで開いた勉強会で学んだ
8. 法令、通知で学んだ
9. 書籍で学んだ
10. 雑誌で学んだ
11. 虐待問題の啓発のためのパンフレットや冊子などで学んだ
12. その他(具体的に:)
13. 学んだことがない

問7. あなたは、虐待ケースに対応するには関係機関の連携が必要 だと思いますか。 [1つだけ○]

1. 大いに思う
2. 思う
3. あまり思わない
4. 全く思わない
5. わからない

問7-1. その理由は何ですか。 [いくつでも○]

1. 虐待ケースへの対応は、通告を受けた児童相談所などの業務だから
2. 連携しても効果が期待できないから
3. 忙しいから
4. 虐待ケースに保育所は関与すべきでないから
5. プライバシーを侵害しかねないから
6. 保護者との関係が険悪になるおそれがあるから
7. 虐待を受けた子どもがいやがるおそれがあるから
8. その他（具体的に： _____)

問8. あなたの市（区町村）には、児童虐待防止ネットワークが存在しますか。（回答の手引き参照） [1つだけ○]

1. 存在する
2. 存在しない
3. わからない

問9. あなたは、児童虐待防止ネットワークのどのような会議に出席した経験がありますか。（回答の手引き参照） [いくつでも○]

1. 機関代表者による会議 → 問9-1にお答えください
2. 関係機関職員を対象とした研修会 → 問9-2にお答えください
3. 実務者会議（情報交換・援助ケースの総合的把握・啓発活動等） → 問9-3にお答えください
4. 実務者で構成されるケース検討会議 → 問9-4にお答えください
5. その他（具体的に： _____)
6. 会議に出席したことはない → 問9-5にお答えください
7. わからない

問9-1-①～④は、問9で「1. 機関代表者による会議」に○を付けた方のみお答えください。

問9-1-①. あなたは、機関代表者による会議に定例的に出席していますか。 [1つだけ○]

1. 定例的に出席している
2. 必要に応じ出席している
3. 出席していない

問9-1-②. 機関代表者による会議ではあなたが関係する事例が検討対象とされましたか。 [1つだけ○]

1. 検討対象とされた
2. 検討対象とはならなかった
3. わからない

問9-1-③. 機関代表者による会議の主催はどこでしたか。 [1つだけ○]

1. 区市町村の福祉関係課
2. 区市町村の保健関係課
3. 都道府県の福祉事務所
4. 児童相談所
5. 保健所
6. 区市町村保健センター
7. その他（具体的に： _____)
8. わからない

問9-1-④. あなたは、機関代表者による会議をどのように評価していますか。最も重要と思われるものから順に番号を3つご記入ください。 [3つまで順に記入]

1番	2番	3番

1. 適切に運用されている
2. 形式ばかりにとらわれて本来の機能を発揮していない
3. ただ人が集まって雑談的に意見を述べ合う井戸端会議のような会議になってしまっている
4. 限られた機関または人が情報を抱え込んでしまう結果、十分な情報共有や迅速な対応ができないことが多い
5. 機関間で感情的に対立し、建設的な議論にならないことが多い
6. 発言や取り決め内容がその後の対応に活かされないことが多い
7. わからない

問9-2-①～②は、問9で「2. 関係機関職員を対象とした研修会」に○を付けた方のみお答えください。

問9-2-①. その研修会の主催はどこでしたか。 [いくつでも○]

1. 区市町村の福祉関係課
2. 区市町村の保健関係課
3. 都道府県の福祉事務所
4. 児童相談所
5. 保健所
6. その他（具体的に：)
7. わからない

問9-2-②. あなたは、その研修会をどのように評価していますか。 [1つだけ○]

1. とても役に立った
2. まあまあ役に立った
3. あまり役に立たなかった
4. 全く役に立たなかった

問9-3-①～④は、問9で「3. 実務者会議」に○を付けた方のみお答えください。

問9-3-①. あなたは、実務者会議に定例的に出席していますか。 [いくつでも○]

1. ほとんど出席している
2. 必要に応じ出席している
3. 出席していない

問9-3-②. 実務者会議では、あなたが関係する事例についての情報交換が行われましたか。 [1つだけ○]

1. 行われた
2. 行われなかった
3. わからない

問9-3-③. 実務者会議の主催はどこでしたか。 [1つだけ○]

1. 区市町村の福祉関係課
2. 区市町村の保健関係課
3. 都道府県の福祉事務所
4. 児童相談所
5. 保健所
6. 区市町村保健福祉センター
7. その他（具体的に：)
8. 主催機関は決まっていない
9. わからない

問9-3-④. あなたは、実務者会議をどのように評価していますか。
最も重要と思われるものから順に番号を3つご記入ください。 [3つまで順に記入]

1番	2番	3番

1. 適切に運用されている
2. 中味がなく、形骸化している
3. ただ人が集まって雑談的に意見を述べ合う井戸端会議のような会議になってしまっている
4. 限られた機関または人が情報を抱え込んでしまう結果、十分な情報共有や迅速な対応ができないことが多い
5. 機関間で感情的に対立し、建設的な議論にならないことが多い
6. 発言や取り決め内容がその後の対応に活かされないことが多い
7. 会議で個人情報を提供することは守秘義務に違反すると思う
8. 個人情報が外部に洩れるのではないかと不安である
9. わからない

問9-4-①～④は、問9で「4. 実務者で構成されるケース検討会議」に○を付けた方のみお答えください。

問9-4-①. あなたは、実務者で構成されるケース検討会議に定例的に出席していますか。 [いくつでも○]

1. ほとんど出席している
2. 必要に応じ出席している
3. 出席していない

問9-4-②. 実務者で構成されるケース検討会議では、あなたが関係する事例が検討対象とされましたか。 [1つだけ○]

1. 検討対象とされた
2. 検討対象とはならなかった
3. わからない

問9-4-③. 実務者で構成されるケース検討会議の主催はどこでしたか。 [1つだけ○]

1. 区市町村の福祉関係課
2. 区市町村の保健関係課
3. 都道府県の福祉事務所
4. 児童相談所
5. 保健所
6. 区市町村保健福祉センター
7. その他（具体的に：)
8. 主催機関は決まっていない
9. わからない

問9-4-④. あなたは、実務者で構成されるケース検討会議をどのように評価していますか。最も重要と思われるものから順に番号を3つご記入ください。

〔3つまで順に記入〕

1番	2番	3番

1. 適切に運用されている
2. 中味がなく、形骸化している
3. ただ人が集まって雑談的に意見を述べ合う井戸端会議のような会議になってしまっている
4. 限られた機関または人が情報を抱え込んでしまう結果、十分な情報共有や迅速な対応ができないことが多い
5. 機関間で感情的に対立し、建設的な議論にならないことが多い
6. 発言や取り決め内容がその後の対応に活かされないことが多い
7. 会議で個人情報を提供することは守秘義務に違反すると思う
8. 個人情報が外部に洩れるのではないかと不安である
9. わからない

問9-5は、問9で「6. 会議に出席したことはない」に○を付けた方のみお答えください。

問9-5. その理由は何ですか。

〔いくつでも○〕

1. 忙しいから
2. 会議に出席しても効果が期待できないから
3. 出席することに周囲の理解が得られにくいから
4. 会議出席への要請がないから
5. 該当事例がないから
6. 児童虐待防止ネットワークの会議があることを知らなかった
7. その他（具体的に： _____）

問10. あなたは虐待に関する保育所の対応についてどう思われますか。〔いくつでも○、1つだけ◎〕
該当する番号を全て○で囲み、その中で最も該当するもの1つを◎で囲んでください。

1. 適切に対応している
2. 担当が一人で抱え込んでしまっていることが多い
3. 保育所として問題を抱え込んでしまっていることが多い
4. 対応が遅い
5. 他の機関と連携していこうという姿勢が乏しい
6. 保育所内で虐待問題について協議する機会が少ない
7. 虐待問題に対する専門的知識が不足している
8. 児童虐待対応のための保育所内での役割分担のシステム化が図られていない
9. その他（具体的に： _____）

問11. あなたは、児童相談所に通告したり、児童相談所と連携した経験がありますか。

〔1つだけ○〕

1. 経験がある
2. 経験がない

問15. 下記の各事例に対して、児童福祉の現業機関に連絡や通告をする必要があると思いますか。
あなたの考えに最も近い選択肢を選んで、その欄の数字を○で囲んでください。

※各行為の状況設定があいまいなところは、自分なりに解釈してお答えください		明らかに必要がない	多分必要ない	どちらともいえない	多分必要がある	明らかに必要がある
1	親がパチンコをしている間、乳幼児を車に残しておく	1	2	3	4	5
2	罰として、子どもを夜中まで外に立たせておく	1	2	3	4	5
3	親の帰りが遅いため、子どもはいつも夕食を一人で食べている	1	2	3	4	5
4	乳幼児が泣いても無視して、抱っこしてあげない	1	2	3	4	5
5	夜、子どもを寝かしつけてから、夫婦で遊びに出かける	1	2	3	4	5
6	親が思春期の異性の子どもと一緒に風呂に入る	1	2	3	4	5
7	子どもの腹を足で蹴り上げる	1	2	3	4	5
8	他の兄弟と比べて「お前はダメだ」という	1	2	3	4	5
9	子どもが仲間を家に呼んで飲酒しているのに、親は何も言わない	1	2	3	4	5
10	親の性的満足のために自分の性器を子どもに触らせる	1	2	3	4	5
11	親が子どもを叩いたが、けがやあざは生じなかった	1	2	3	4	5
12	子どもが嫌がるのに、年齢不相応な早期教育を強要する	1	2	3	4	5
13	親が洗濯しないので、子どもはいつも不衛生な服を着ている	1	2	3	4	5
14	子どもにタバコの火を押しつける	1	2	3	4	5
15	太っているのを気にしている子に、親が「お前はいつ見てもデブだね」という	1	2	3	4	5
16	親が自分の好みで娘に露出度の高い服を着せる	1	2	3	4	5
17	親が18歳未満の子どもと性交する	1	2	3	4	5
18	幼児同士の刃物で遊んでいるのに止めない	1	2	3	4	5
19	親が子どもを叩いたら、医者による治療が必要な外傷が生じた	1	2	3	4	5
20	親が言葉をかけないので、子どもの発達が遅れている	1	2	3	4	5
21	罰として、子どもに長時間正座させる	1	2	3	4	5
22	子どもが精神的に不安定なのに、専門的な診断や援助を受けさせない	1	2	3	4	5
23	親が思春期の娘の胸を愛撫する	1	2	3	4	5
24	子どもに「あんたなんか生まれてこなければよかった」としばしば言う	1	2	3	4	5
25	親がギャンブルにお金を使ったため、給食費が払えない	1	2	3	4	5
26	子どもの高熱を座薬によって下げ、翌朝、保育所に連れて行く	1	2	3	4	5
27	子どもの話しかけを一切無視して答えない	1	2	3	4	5
28	「殺してやる」と真剣な表情で包丁を子どもに突きつける	1	2	3	4	5
29	親が酒に酔うと、子どもを叩いている	1	2	3	4	5
30	罰として、子どもの頭をつるつるに剃る	1	2	3	4	5
31	家出した子どもが帰ってきてても、家に入れない	1	2	3	4	5
32	親が子どもの性器を愛撫する	1	2	3	4	5
33	親が子どもの世話をいやがり、ミルクを与える回数が不足している	1	2	3	4	5
34	親が性交の様子などを含めて自分の異性体験について子どもに話す	1	2	3	4	5
35	罰として、子どもの大事にしていたおもちゃを捨てる	1	2	3	4	5
36	子どもに慢性疾患があり、生命に危険があるのに、病院に連れて行かない	1	2	3	4	5
37	親がカラオケなどで遊んでいて家に帰らず、食事を作らない	1	2	3	4	5
38	親が子どもを叩いたら、あざができた	1	2	3	4	5
39	親が子どもにポルノビデオを見せる	1	2	3	4	5

質問は以上で終了です。ご協力、誠にありがとうございました。

研究成果の刊行に関する一覧表

著者名	タイトル	発表誌名	巻号	ページ	出版年
才村純	虐待予防と子育て支援ネットワーク	子育てネットワークによる小・中学生交流事業報告書	2006年版	87	2006
才村純 澁谷昌史 有村大士 ほか	「児童相談所における児童の安全確認・安全確保の実態把握及び児童福祉法第28条に係る新たな制度運用の実態把握に関する調査研究	平成 17 年度児童関連サービス調査研究事業報告書	(単体)		2006
才村純 澁谷昌史 有村大士 ほか	「児童相談所における家族再統合援助の実施体制のあり方に関する研究	日本子ども家庭総合研究所紀要	第 42 集 (平成 17 年度)	147-175	2006
才村純	「パーマネンシーの保障に向けて」	平成 17 年度厚生労働科学研究 (子ども家庭総合研究事業) 報告書「子どものライフステージにおける社会的養護サービスのあり方に関する研究」(主任研究者: 庄司順一)	(単体)	28-31	2006
才村純	疲弊する児童相談所-その現状と課題	CAP ニュース	61	1-4	2007
玉井邦夫	学校現場および教育行政における虐待対応の実態と課題	子どもの虐待とネグレクト	Vol8 No.2	183-189	2006

子ども虐待対応ガイドライン

～保育所、幼稚園の保育者のために～

平成 18 年度厚生労働科学研究（子ども家庭総合研究）
「保育所、学校等関係機関における虐待対応のあり方に関する調査研究」
（主任研究者：才村 純）

目 次

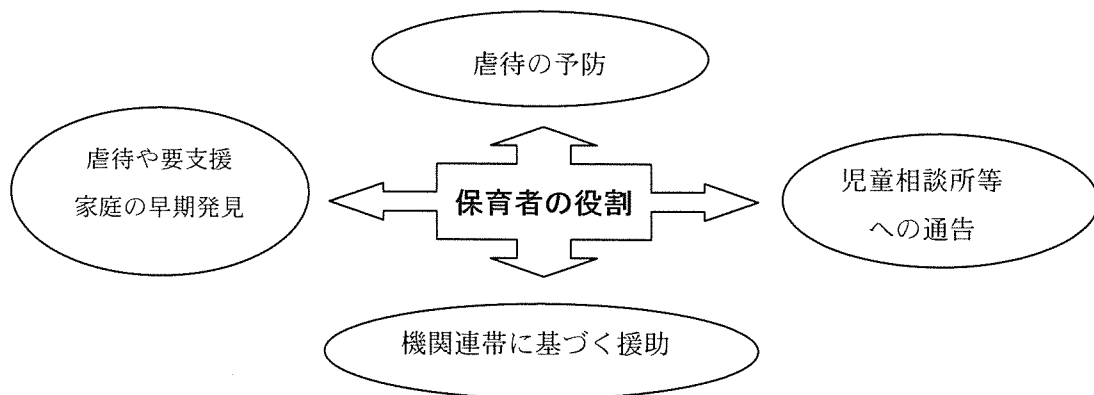
ガイドラインの概要	3
第1部 子ども虐待を理解する	19
1. 虐待とは	20
2. 虐待としつけの関係	22
3. 虐待の種類	24
4. 虐待の現状	30
5. 虐待はなぜ増えているのか	36
6. 虐待はどうして起きるのか	37
7. どのような家庭に虐待は起きやすいのか（虐待のハイリスク要因）	39
8. 虐待は子どもにどのような影響を及ぼすのか	43
9. 発達障害と子ども虐待	47
10. 社会は子ども虐待をどう受け止めてきたのか	50
第2部 虐待から子どもを守るための制度	52
1. 虐待を受けた子どもを守るための制度的仕組み	53
2. 虐待防止制度と保育所・幼稚園の役割	57
3. 児童相談所とは	62
4. 児童福祉施設とは	65
5. 里親とは	67
6. 虐待に対応するその他の機関	71
7. 虐待防止ネットワークとは	75
8. 虐待に対する国の取組みと各種事業	78
第3部 虐待への対応	86
1. 保育所・幼稚園保育者の役割	87
2. 早期発見のポイントー虐待を疑わせる兆候ー	92
3. 虐待が疑われる場合の対応	94
（1）保育所・幼稚園としてどこまで介入すべきか	94
（2）子どもへの対応	96
（3）保護者への対応	100
4. 通告について	106
（1）通告とは	106
（2）いつどこに誰が通告するのか	106

(3) 通告には正式な書類が必要か	110
(4) 通告にあたってどのようなことを伝えるか	111
(5) 通告した後はどうなるのか	112
(6) 守秘義務と個人情報保護の関係	115
(7) 通告することを上司に止められているが	116
(8) 保護者との対立を避けたい	118
(9) 通告をした後は何をすればいいのか	120
5. 保育所・幼稚園内の対応体制と機関連携	121
(1) 保育所・幼稚園内の相談体制	121
(2) 保育所・幼稚園内の進行管理	127
(3) 関係機関との連携	130
(4) 研修	140
6. 援助のポイント	145
(1) 子どもへの援助の原則	145
(2) 保護者への援助の原則	148
(3) 一時保護に向けた援助	152
(4) 施設入所した子どもへの援助	153
(5) 家庭復帰の際の援助	153
(6) 児童虐待防止プログラム（CAP）について	154

ガイドラインの概要

1. 保育所・幼稚園保育者の役割

保育所・幼稚園は、子どもや保護者にとってきわめて身近な機関であり、虐待を早期に発見できるなどさまざまな利点を有している。虐待の防止に積極的な役割を果たしていくことが教職員に求められている。



虐待の予防

暴力から自らを守る知識や技術を教える

- ・ 幼児用CAP（子どもへの暴力防止プログラム）等の導入

保護者に対して虐待防止を啓発する

- ・ 虐待および子育て支援に関する講習会
- ・ 虐待防止のチラシ・リーフレットの配布

長期的視点で取り組む

- ・ 子どもたちがやがて親となったときをイメージした長期的視点

虐待や要支援家庭の早期発見

子どもは虐待の状況から自ら逃れることができない

- ・ 虐待の兆候を見逃さない（→第3部 2.「早期発見のポイント」）
- ・ 虐待を疑ったら、一人で抱え込まずにまず相談

死亡事例の8割は5歳以下！（厚生労働省死亡事例に関する検証 平成18年3月より）

児童相談所等への通告

- ・ 虐待の疑いのある子どもに気づいた場合は児童相談所等へ通告する。

機関連携に基づく援助

- ① 児童相談所等への相談を保護者に勧める
 - ・ 児童相談所等と事前に綿密に打ち合わせを行い、役割分担をする。
- ② 調査や保護における児童相談所との連携
 - ・ 情報を正確に伝える。
 - ・ 外傷等は写真に撮り記録として残す。
- ③ 虐待を受けた子どもへの配慮
 - ・ 子どもの置かれた環境や心理面の理解
(→第3部 6. (1)「子どもへの援助の原則」)
- ④ 親子分離された子どもへの援助
 - ・ 一時保護所や施設を訪問し、子どもに安心感を与える。
- ⑤ 虐待防止ネットワークへの参加
 - ・ 虐待の解決は一つの機関だけでは不可能
(→第2部 7. 「虐待防止ネットワークとは」)